



沖縄労働局発表
平成26年7月11日

担 当	沖縄労働局労働基準部
	監督課長 橋本 泰明
	監察監督官 嘉手納 尚
	電話：098-868-4303

特に夏休み時期における**高校生等の就労**について

県教育委員会及び各経営者団体へ**法令順守を要請**

沖縄労働局（局長 たになおき 谷直樹）は、これから中・高等学校が一斉に夏休みに入り、高校生等が夏休み期間を利用してアルバイトなど就労する機会が増えることが予想されることから、これら年少者が就労するに当たって、トラブル等を未然に防止するために、法令遵守の注意喚起を改めて行うことを目的に、沖縄県教育委員会等及び経営者団体に10日までに**別添のとおり要請**を行った。

高校生等を含む年少者（満18歳未満）を労働者（アルバイト含む）として使用する場合には、労働基準法で深夜業（午後10時から午前5時まで）の原則禁止、危険有害業務の就労制限等の制限があるほか、賃金の額は、最低賃金の額（時間額664円）を下回ることはできません。また、中学生以下の児童をアルバイト等で使用することは原則禁止されています。

これから、夏休みを迎えるに当たり、夏休みを利用して高校生等のアルバイトの機会が増えることが予想されることから、教育委員会等から学校関係者を通じて生徒、保護者へ、及び経営者団体を通じ各事業主へ法令順守の注意喚起を図り、労使間のトラブルを未然に防ぐ観点から今回の要請を行ったものである。

参考

別添リーフレット [「高校生等を使用する事業主の皆様へ ～年少者にも労働基準法が適用されます！～」](#)